

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

南アルプス市全域

山梨県の西側、南アルプス山麓に位置する本市は甲府盆地の西部地区を占める釜無川沿岸地域と御勅使川の扇状地、その上流部の南アルプス山系からなる地域で、地理的・地形的に一つのまとまりを形成し、雄大な景観と美しい自然に囲まれている。

また、市まちづくり基本方針（第2次南アルプス市総合計画）に基づき扇状地西の里山に連なる地域を『里山田園エリア』とし、八田地区から甲西地区に至る扇状地中央部を『樹園農業エリア』、御勅使川、釜無川周辺を『川沿い田園エリア』とし、さらに都市計画区域外に位置する芦安地区の『大自然エリア』としている。

1. 旧八田村地域

(1) 現況

本地域は、『樹園農業エリア』・『川沿い田園エリア』に属している地域である。この地域の農業は果樹を基幹としており、水田は北部の御勅使川沿岸及び東部の釜無川沿岸に散在しているが、果樹への転換がすすんでいる。果樹栽培については、サクランボ、スモモ、ブドウ、かき等が主体である。

しかしながら、昭和中期の頃の水路等の設備を利用しているため補修を必要とするところが多い。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号、同項第3号に掲げる事業を推進することにより、耕作放棄地発生防止と多面的機能の発揮の促進を図ると共に、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及していくことで、生物多様性を保全していく。

2. 旧白根町地域

(1) 現況

本地域は、すべてのエリアに属しており、扇状地の中央に位置している。西は水田地域、中央部、東部は果樹園地域となっている。中央部の果樹園地域は、古くは「月夜も焼ける」といわれたほどの干ばつ地域であったが、昭和40年代に畑地かんが

い施設が整備されたことから、現在では県内有数の果樹地帯となり、果樹の観光農業の盛んな地域となっている。

しかしながら、昭和中期の頃の水路等の設備を利用しているため補修を必要とするところが多い。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号、同項第2号及び第3号に掲げる事業を推進することにより、耕作放棄地発生の防止と多面的機能の発揮の促進を図ると共に、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及していくことで、生物多様性を保全していく。

3. 旧芦安村地域

(1) 現況

本地域は、本市の最も北西に位置し、御勅使川上流の両岸に沿って細長くわずかな平地がある程度の山間地域であり、「大自然エリア」に属している。農用地はわずかではあるが、販売可能な各種山菜や蕎麦等本地域に適した作物が多い地域である。しかしながら、急傾斜や鳥獣害等の問題も抱えている地域でもある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号、同項第3号に掲げる事業を推進することにより、耕作放棄地発生の防止と多面的機能の発揮の促進を図ると共に、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及していくことで、生物多様性を保全していく。

4. 旧若草町地域

(1) 現況

本地域は、本市の中央部釜無川沿いに広がる田園集落地域であり、「田園農業エリア」「川沿い田園エリア」に属している。農用地の利用について、北は果樹園、南は水田、畑作地帯と大きく2分されている。また、トマトやキュウリ等設備野菜の多い地域でもある。

しかしながら、水路等の補修や、法面等の草刈が必要となるところが多い。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号、同項第3号に掲げる事業を推進することにより、耕作放棄地発生の防止と多面的機能の発揮の促進を図ると共に、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及していくことで、生物多様性を保全していく。

5. 旧櫛形町地域

(1) 現況

本地域は、すべてのエリアに属しており、櫛形山に連なる市之瀬台地、台地の下に広がる果樹園の地域からなる。さらに市之瀬台地の里山地域においては、急勾配の地形を生かした棚田と里の環境や景観を維持しながらの水稻が盛んなところである。しかしながら、高齢化による担い手不足などによる耕作放棄地の増加等が懸念されるところである。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号、同項第2号及び第3号に掲げる事業を推進することにより、耕作放棄地発生防止と多面的機能の発揮の促進を図ると共に、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及していくことで、生物多様性を保全していく。

6. 旧甲西町地域

(1) 現況

本地域は、西の台地から中央部の市街地、東部の水田・畑作地帯という大きく3つのエリアからなる。西部地区の平坦な場所では水稻から果樹に転換され、スモモやブドウ等が栽培されている。また、滝沢川と釜無川の間位置した平坦な地域では、施設野菜のキュウリやトマト等が盛んに生産されている。

しかしながら、水路等の補修や、法面等の草刈が必要となるところが多い。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号、同項第2号及び第3号に掲げる事業を推進することにより、耕作放棄地発生防止と多面的機能の発揮の促進を図ると共に、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及していくことで、生物多様性を保全していく。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	里山田園エリア区域	法第3条第3項第1号、第3号に掲げる事業
②	樹園農業エリア区域	法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業
③	川沿い田園エリア区域	法第3条第3項第1号、第3号に掲げる事業
④	大自然エリア区域	法第3条第3項第1号、第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域を設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

(1) 対象農用地の基準

1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であつて、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であつても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

- (7) 特定農山村法の一部指定地域（旧源村、旧榊村、旧野之瀬村）
- (4) 過疎法の一部指定地域（旧芦安村）
- (5) 山振法の一部指定地域（旧芦安村）
- (1) 山梨県知事が地域の実態に応じた指定する次の地域
 - a 8法（特定農山村法）地域に地理的に接する農用地を有する地域（旧百田村、旧飯野村、旧小笠原村、旧落合村）
 - b DID以外の地域で3要件を満たす地域（旧飯野村、旧百田村、旧落合村）

イ 対象農用地

- (7) 急傾斜農用地については、田で1/20以上、畑で15度以上
勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。
- (1) 自然条件により小区画・不整形な田
- (5) 市長の判断によるもの
 - a 緩傾斜農用地
田で1/100以上1/20未満、畑で8度以上15度未満の農用地
 - b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地
急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率40%以上、耕作放棄率：田8%以上、畑（草地含む。）15%以上の農地
- (1) 山梨県知事が地域の実態に応じて指定する地域

(2) 集落協定の共通事項

- 1) 集落の農用地面積が1ha未満である場合において、農用地面積が0.8ha以上であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると市長が個別に認めた場合には、1ha以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。
- 2) 協定参加者数がおおむね50戸に満たない場合において、協定参加者数が30戸以上となり、かつ、地理的又は地形的な条件等を踏まえ集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると市長が個別に認めた場合には、おおむね50戸以上の協定参加者数の要件を満たしたものとみなす。

(3) 対象者

認定農業者に準ずる者とは、地域の実情に合わせて市長が認定する者とする。

(4) その他必要な事項

特になし。